農業協同組合の新たな位置づけについて

〔要　　旨〕

1　我が国の農協制度は，基本的には職能主義的位置づけがなされてきた。しかし今後は，①農業のみならず，地域としての「農村」を支えるという視点が重要となっていること，②農業・農村を支えるための国民的合意を得る上で，農協のあり方もより広く社会性をもったものとなることが必要であること，③農民自体の構造変化，新たな形態の農業経営体の出現等により農協の「コーディネート機能」の重要性が増していること，等からより広く公益性を有する組織として位置づけていくことが必要になっている。

2 「農業者のために」という基本的役割を変化させることなく，また一方において農協の存在の公益性を訴えていくためには，農業および協同組合の国民経済的位置づけを明確にしていく必要があり，その枠組みを与える概念として，「社会的共通資本」「社会的経済」という考え方が大きな意味を持つ。両者は現代の「市場機能万能論」に対する批判的な視点を共有している。

3 「社会的共通資本」とは，自然環境，医療，教育，等，国民が人間らしい生活を営む上で不可欠の社会的装置について，国家による官僚的管理，市場による功利主義的管理の両者を排除し，より社会的な管理を主張する考え方で，「農村」も重要な社会的共通資本として位置づけられる。

4 「社会的経済」とは，公的セクター，市場セクターのいずれにも属さない経済主体を包括的にとらえ，国家経済の枠組みにおける第三のセクターとして，その現代社会における役割を積極的に評価しようとする考え方であり，協同組合は，その主要な部分を構成する。

5　農協は，こうした概念の交差する場所に位置し，「『社会的共通資本』である農業（農村）の発展を目的とした『社会的経済』組織」として位置づけることが可能である。こうした位置づけ自体が，ただちに農協の現在のあり方を見直すことにつながるものではないが，①その公益性をより積極的に主張し，②趣旨に賛同するより広い参加者の運動とすることが可能となる等，将来の方向性に大きな意味をもつ。

6　そうした位置づけが浸透していくためには，一方で，市場機能万能論に代わる，新たな経済学のパラダイムが形成されていくことが必要であるが，より重要な点は，日常の農協の活動の実践を通じ，その社会的な性格が広く認識されていくことであろう。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

目　次

はじめに
1　新たな位置づけの必要性
2　社会的共通資本と社会的経済
⑴　市場機能万能論への対抗
⑵　社会的共通資本としての農業
⑶　社会的経済としての協同組合
3　農協の新たな位置づけとその意義
4　今後の課題

はじめに

我が国農業協同組合は，1947年の現行法制定から数えても約60年の歴史を有する。その間多くの制度改正が行われてきたが，その基本的な位置づけは変化していない。すなわち，農協とは，「農業者」の協同組織であり，「農業者」の経済的・社会的地位の向上を目指すものである，という点である。

しかし，経済・社会環境が大きく変化し，農業・農村・農家が大きく変化し，また農協自身の事業内容も大きく変容してきた現在において，こうした職能主義的位置づけを維持し続けることには，多くの面で難しさも生じている。さらに，現代社会における農協の役割を，より積極的に位置づけ，その活動に対する国民的コンセンサスを得ていくうえでは，新たな視点による位置づけが必要になってきているように思われる。

本稿は，そうした問題意識にたち，我が国農協の「位置づけ」を，新たな視点からとらえ直すことができないかを論じたものである。もとより，こうした「位置づけ」の変化は，法規・制度・事業活動等，広範な分野に影響を及ぼし，その検討が不可欠となろうが，本稿においてはそうした具体的な事項にまで立ち入った検討は行っていない。あくまでも，そうした議論の前提としての農協の位置づけについて，一つの枠組みを提示するにとどまる。

本稿の構成についてその概要を示すと，まず，「1　新たな位置づけの必要性」において，なぜ今日，新たな枠組みの検討が必要となっているかについての筆者の問題意識を述べる。次いで「2　社会的共通資本と社会的経済」において，それぞれの概念と，農業および協同組合が，社会的共通資本，社会的経済として位置づけられることを述べる。「3　農協の新たな位置づけとその意義」においては，そうした議論を踏まえた農協の新たな位置づけとその意義について，筆者の考えを述べたい。

1　新たな位置づけの必要性

冒頭で述べたように，我が国農協は，制度上，「職能組合」として位置づけられ，統治の構造等も，基本的にはそうした位置づけを前提に組み立てられてきたが(注1)，農協

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

の事業の実態は，農家および農村の構造変化が進展するなかで，「地域組合」的な色彩も強まり，そうした，制度の建てつけと業務実態の，いわば「ねじれ」に関しては，これまでも多くの議論が行われてきた。特に，70年代初めには，我が国農協のあり方として「地域組合」を指向すべきか「職能組合」としてのあり方を追求すべきか，という議論が多くの論者により展開され，そこでの論点は，今日においても依然，示唆に富むところが多い。(注2)

ただし，当時の議論の大枠は，まず農業離れの進む農協事業の在り方（特に都市農協において）に対する批判があり，それに対する反論として地域組合論が展開されるというものであった。したがって，当時の地域組合論は，農協が地域組合として「成り立ち得る」，または地域組合化しても農業者の立場を「まもり得る」といった観点からの主張が中心となっており，必ずしも地域組合化の積極的な必要性を説くものではなかったように思われる。

しかし，農協をめぐる農業・農村の環境は，当時と比較しても大きな変貌を遂げており，農協を「地域組合」としてとらえることの積極的な意味合いは，さらに重要性を増しているものといえよう。今日的な問題意識において，農協の位置づけをとらえ直すことが必要と認識されるのは，以下の点による。

第一に，農業，農業者をまもるうえで，農村を地域社会として維持・発展させていくという視点が不可欠になっているということである。農村，特に中山間地における過疎化，高齢化は深刻な問題となっており，基本的な社会インフラを維持することすら危ぶまれる状況となっている。

一部自由化論者が主張するように，株式会社の参入等により，そうした地域の「農業」が一時的に維持されたとしても，地域社会としての農村は崩壊し，それらの企業が撤退した後には，荒れ果てた農地だけが残る，といった事態も懸念される。多くの農民が自立し，経済的・社会的・文化的活動を営む地域社会としての農村を，持続可能な形で存続させていくことこそが，真に農業者をまもるためには不可欠であり，そうした観点からは，農協の活動は，より広く地域社会を視野に入れたものとならざるを得ない。

第二に，現在，極めて厳しい状況に置かれている我が国の農業を維持し，発展させていくためには，農業の位置づけおよび農業の保護に対する国民的コンセンサスを形成していくことが不可欠であり，その際に，農協の活動が広く市民に開放され，価値観を共有する土壌を醸成していくことの意義が極めて大きいと思われる点である。農業・農村の多面的機能に対する真の理解を得るためには，様々なパイプを通じた市民と農業の交流が必要であり，共通の活動のなかでそうした意識が形成されていくことが，最も望ましい姿であろう。

農協運動の過去の歴史においては，「農業者のために」という強い意識が，その大きな原動力となってきたことは否定できな

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

い事実である。しかし，農業の産業としての地位が低下し，農業に直接的にかかわる者が急速に減少しつつある今日，農業の持つ多面的機能を国民的意識として定着させていくためには，市民的なものとしての運動が，より重要になってきているものといえよう。

第三に，農業従事者の著しい高齢化，農業政策の大きな転換等により，今後は，農業経営の形態が多様化し，各組合員の農業に対するかかわり方がさらに複雑化していくことが予想される点である。集落営農化，法人化，企業の農業参入，農地の賃貸借，といった動きが進展した場合，従来の，農業経営者＝農業労働者＝農地所有者といった構図が大きく変化し，それらの分化が加速化していく可能性がある。分化した各主体の利害は，場合によっては対立する局面も予想され，農協には，その調整といった機能がより強く求められるようになってこよう。

かつての職能組合論者は，共通の利害関係に基づく強い絆こそが共同の基礎であるとして，地域組合化を批判した。しかし，そもそもの農業のこうした構造変化により，農協は，「特定の集団の強い共通利益に基づく共同体」という性格から，農業にかかわる多様な主体の「コーディネーター」といった機能を，より強く求められるようになっているものといえよう。さらに，そうした機能の延長として，地域の食品流通・加工業者，地域住民，消費者といった，農業にかかわる，より多様な主体のコーディネーターとして農協を位置づけることは可能であり，またそれが現代における農協の存在意義として，さらに重要性を増しているのではないだろうか。(注３)

（注１）准組合員制度は，地域組合的位置づけを指向しているようにもとらえられるが，現行制度の発足当時，職能的な位置づけを堅持しつつ，一方においてそれでは経営的に難しいという配慮から加えられたという意味合いが強く，そもそもその時点からねじれの構造が内包されていたと見るべきであろう。

（注２）代表的な議論としては，地域組合論として，本誌1973年８月号鈴木博「都市農協問題と『地域』協同組合論」，職能組合論として本誌1974年２月号佐伯尚美「『地域組合論』の課題とはなにか」など。

（注３）近年，農協の作物部会などを母体として，複数の農業者が共同して販売会社を設立するなどの動きも見られる。これらは，組織の形態いかんにかかわらず，職能組合論者の主張していた「強い共通の利害関係に基づいた」ある種職能組合的性格を有するものともいえる。そうした観点からは，地域組合，職能組合は，二者択一の問題ではなく，必要に応じ機能分化し，それぞれが実現しつつあると見ることもできよう。

２　社会的共通資本と社会的経済

「農業者のために」という農協の基本的役割を変えることなく，また一方において，それが単なる特定グループの利益集団ではなく，より広い社会的存在であると位置づけていくためには，農業の持つ社会性と，協同組合という組織のもつ社会性を同時に訴えていく必要がある。そうした農協の位置づけを考える際に重要な意味をもつと思われるのが，「社会的共通資本」および「社会的経済」という二つの概念である。

両者とも，現在の日本において，必ずし

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

も一般化された概念とはいいがたいが，ともに，現代の「市場機能万能論」に対するアンチテーゼとして提示されてきたという側面を持ち，市場主義的傾向の強まる我が国において，今後の農業および協同組合をどう位置づけていくかという問題に，一定の枠組みを示すものとして大きな意味をもつものといえよう。両者は同一の論者・グループにより主張されてきたものではなく，個別の歴史的背景を有する。以下では，それぞれの概念について述べる前に，まず，両者が登場する共通の背景となった，市場機能万能論に対する批判的視点について触れておきたい。

(1) 市場機能万能論への対抗

多くの先進諸国において，ケインズ的な経済政策が財政赤字の累積により破綻をきたした1970年代以降において，近代経済学は，マネタリズム，合理的期待形成仮説，サプライサイド経済学といった，様々な形態をとりつつ，それら諸国の経済政策に強い影響を与え，レーガノミックス，サッチャリズムといった形でその理論を具現化してきた（我が国においては，中曽根政権以降にそうした傾向が強まり，現在においてもその流れは基本的には変わっていないものといえる）(注4)。これらの政策は，経済の効率化といった面で一定の成果をあげつつも，その弊害もまた大きいものであった。

それらの経済理論は，新保守主義（または新自由主義）経済学と総称されるが，根底にある考え方は新古典派経済学の均衡理論であり，その理論的帰結が「市場機能万能論」ともいえるものである。これらの考え方に対しては，理論的，実証的，倫理的観点から，様々な批判がなされており，ここでその詳細を述べる紙幅はないが，大きく次の２点を指摘しておきたい。

まず，第一に，これらの理論が共通に価値判断の基準としている「パレート最適」という概念そのものの内包する問題についてである。「パレート最適」とは，「誰かの効用を低下させることなく，他の誰かの効用を上げることができない状態」と定義され，その時に資源の最も効率的な配分がなされた，とみなす考え方である。自由市場における競争が，この「パレート最適」な状態を保証するものとして，政策的な提言としては，市場重視，自由競争の徹底が強く主張される。

しかし，この「パレート最適」という概念自体，極めて非人間的なものであり，これをもって，単純に最適な社会の状態とすることは容認しがたい。例えば，自由競争下で均衡状態にある社会において，数千億円の資産を有する富豪がおり，一方において１万円の薬が買えずに死にかけている子供がいたとする。この状態で富豪から１万円を徴収して子供の薬を買う行為は，「パレート最適」からの乖離とみなされるのである（富豪の「効用」の低下が生ずる）。これは，極端な例ではあるが，新保守主義経済学に共通する特徴は，資源配分の効率性を極端に重視し，所得配分の公平性を軽視する点であり，政策的帰結としては，国家

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

による福祉水準の切り下げ，課税の累進性の緩和・撤廃，等が強く主張される。

こうした資源配分重視の政策は，現代の社会において様々なレベルでの歪みを生じさせており，個人レベルの所得格差に加え，都市と地方の格差拡大，地方の荒廃といった問題，にも少なからず影響を与えている。さらには市場主義の国際的展開であるグローバリズムは，一部の開発途上国において極めて深刻な貧困問題を引き起こしている。（注５）

新保守主義経済学の有する問題点の第二は，これらの理論の前提とする資源の可塑性（マリアビリティmalleability）という仮定である。これに限らず，新古典派経済学において前提とされる様々な仮定は，その数学的解法を容易とするため極めて非現実的なものが多く，いわば，架空のマーケットを前提とした議論ともいえよう。

可塑性に関していえば，生産活動に利用される資源は，すべて可塑的である，すなわち，弾力的に他の用途に転用が可能である，とするものである。例えば，ティッシュペーパーを生産していた工場が，航空機の製造が有利だと判断された場合，すぐに航空機生産に転用されるといった意味合いをもつ。農業の場合でいえば，転用され，または荒廃してしまった農業資源が，条件が回復した際にはすぐにまた農業資源として利用されるといったことを意味するが，現実には，いったん失った農業資源をすぐにもとに戻すことは極めて困難であろう。さらに，環境問題を考えた場合，現在，地球的規模において，決して「可塑的」ではない深刻な被害が生じつつあり，可塑性の仮定は，単に「議論を単純化するため」という一言で片付けられない重要な問題を含んでいる。

近年の「社会的共通資本」，「社会的経済」といった考え方は，こうした市場機能万能論の内包する深刻な問題－格差拡大，環境破壊等－が顕在化するなかで，従来の市場・国家という二元的な経済システムに代わる，新たな経済システムの方向を模索するものとして生まれてきたものといえる。

（注４） こうした構造的な変化とその限界を分析したものとして炭本昌哉（1997）『デフレ・自由化時代』日本経済評論社

（注５） グローバリズムのもたらした深刻な被害と，当初いわれていたトリクルダウン効果（全体的な富の増加が最貧層にまで効果を及ぼす）が全くの幻想であったことについては，J.E.スティグリッツ（2006）『世界に害をばらまいたグローバリズムを正す』徳間書店，に詳しい。

⑵　社会的共通資本としての農業

「社会的共通資本」という概念は，そもそもは，制度派経済学の創始者，ソースティンブィブレン（米国社会・経済学者，1857～1929）が提唱したもので，その後ケネス・ガルブレイスにも影響を与えたとされるが，現在において，必ずしも一般的に定着した概念とはなっていない。我が国においては，宇沢弘文らがこの考え方の重要性を強く主張しており，以下，やや長くなるが，同氏の『社会的共通資本』から，その概要を紹介しておきたい。

「社会的共通資本」とは，「一つの国，ないし特定の地域に住むすべての人々が，豊

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

かな経済生活を営み，すぐれた文化を展開し，人間的に魅力ある社会を持続的，安定的に維持することを可能とするような社会的装置」とされる。ここで注目されるのが，判断の基準として示されている「豊かな経済生活」「優れた文化」「人間的社会」といった多様な価値であり，かつそれらが「持続的，安定的」に維持されなければならない，とされている点である。そこには，新保守主義経済学の「効用」という極めて単純化された価値基準に対する批判が反映されているものといえよう。

ここで「社会的装置」とは，「自然環境」「社会的インフラストラクチャー」「制度資本」という３つの要素からなる。自然環境とは山，海，空気，等，一般的な意味における自然環境を指し，社会的インフラストラクチャーは，道路，港湾，といった，いわゆる社会資本を指す。「制度資本」とは，やや分かりにくい概念であるが，医療，教育といった，制度的なインフラを指すものである。したがって「社会的共通資本」とは，単なる人工的な構築物のみを指すものではなく，自然，制度といった要素を含む，より広い概念としてとらえられるものである。

同氏の主張の重要な点は，そうした「社会的共通資本」は，「国家の統治機構の一部として官僚的に管理されたり，また利潤追求の対象として市場的な条件によって左右されてはならない」ということである。たとえそれらが，私有財産に属するものであっても，市場による管理にまかせるのではなく，社会的な管理のあり方が模索されるべきとされる。

具体的に何を「社会的共通資本」とすべきかという点に関しては，「先験的あるいは論理的基準にしたがって決められるべきものではなく，それぞれの国ないし地域の自然的，歴史的，文化的，社会的，経済的，技術的諸要因に依存して，政治的プロセスを経て決められるもの」とされ，現在の我が国においては，自然環境，医療，教育などとならんで，「農村」があげられている。ここで，「農業」ではなく，それを含むより広い概念として「農村」が重要な「社会的共通資本」とされているのは，単に産業としての農業が維持されればよいということではなく，そこに人々が暮らし，豊かで文化的な生活を営む，生活の場としての「農村」を維持することが，日本という国家全体にとって，必要であるという意味がこめられている。食料の安定的供給，環境の保持といった，「農業」の有する社会的機能に加え，「農村」の有する社会的・文化的機能にも重点が置かれているものといえよう。

そうした価値観自体は，現在の我が国においても徐々に浸透しつつあり，食料・農業・農村基本法にも，そうした考え方が反映されている。ただし，それが広く国民に浸透し，その管理，保護のあり方について国民的なコンセンサスを得ていくためには，こうした「社会的共通資本」といった考え方が，より一般的概念として定着していくことが望まれる。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

(3) 社会的経済としての協同組合

「社会的経済」とは，協同組合，共済組合，その他非営利の市民団体などを包括的にとらえ，公的セクター，市場セクターに属さない，第三のセクターとして一国の経済システムのなかに位置づけようとするものである。

「社会的経済」という概念自体は極めて古い歴史を持ち，協同組合思想，社会主義思想とも密接な関連を持ちながら変遷してきた。しかし，それを，公的セクター，市場セクターと並ぶ第三のセクターとして位置づけ，全体として一つの国家経済システムを構成するものとしてとらえようとする考え方は比較的新しく，1900年代後半のことであり，近代国家が成立し，「国家の失敗」「市場の失敗」の問題が明らかになるにつれ，その価値が再評価されてきた結果といえよう。(注6)

この概念もまた，現在の我が国においては必ずしも一般化されたものとはなっていないが，欧州諸国においては共通の認識が形成されつつあり，特にフランスにおいては，公法上の用語としても「社会的経済」(Economie Sociale）という表現が使われている。また，「社会的経済」に関する国際的な研究機関であるCIRIEC（国際公共経済学会）は，1988年から４年間の歳月をかけ，各国の学者・研究者を組織し，西欧・北米11か国における，社会的経済組織の活動状況，制度的位置づけなどに関する包括的な調査を行っており，「社会的経済」の活動がそれら諸国の経済において相応の位置を占めていることが確認されている。(注7)

何をもって「社会的経済」と位置づけるかという点に関しては，必ずしも明確な定義がなされているわけではなく，各国の置かれた社会的，経済的，歴史的条件により異なるものであるが，いずれも協同組合活動がその中心となっており（その形態自体様々であるが），また，近年特に活発化しているNPO団体の経済活動がそれに含まれる。こうして，協同組合の活動を，他の市民団体の活動を含めて包括的に位置づけ，その現代社会における意義を主張していくことは，その存在についての国民的合意を形成していくうえで，また，それらの組織の連携を強めていくうえでも，極めて重要であると思われる。

（注６）こうしたセクター論に対し，「社会的経済」を，主要な生産部門を含め経済の中心的機能を担う位置にまで拡大すべきとする論者もおり，目指すべき方向としては共感を覚えるが，実現性に関しては疑問を感じざるを得ない。

（注７）調査結果については，J.ドゥフルニ　J.L.モンソン編著（1995）『社会的経済』日本経済評論社

3　農協の新たな位置づけとその意義

農業（農村）が「社会的共通資本」として位置づけられること，協同組合が「社会的経済」組織として位置づけられること，これらを前提として，仮に今，農協を「社会的共通資本である農業（農村）の発展を目的とした社会的経済組織」といった形で位置づけたとしよう。(注8)このこと自体は，そ

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

もそも農業なり協同組合が本来もっている機能を定義しなおしたにすぎず，それが現在の農協の在り方をただちに見直すといったことにつながるわけではない。しかし，こうした視点によって農協をとらえることは，その将来の方向性を考える上で，少なからぬ意義を持っているものと思われる。

その第一は，農協の活動のもつ「公益性」を，より明確なかたちで主張し得るという点である。従来の「農業者の経済的・社会的地位の向上を目指す農業者による共同組織」，といった位置づけにおいては，一義的に目的とするのは，限定された「組合員の」利益であり（以下，仮にその性格を「共益性」という），上記の位置づけは，農協の目的を「共益性」から「公益性」に拡大すること，ないしはそういった性格を付加することを意味し，農協の存在意義の社会性をより強く主張し得ることにつながる。

第二に，そうした目的の公益性への拡大と共に，農協の活動への参加者を，より広く拡大し得るという点である。従来の，共益性の強い位置づけにおいては，農協運動への参画者は限定的にならざるを得ないが，「公益性を有する社会的経済組織」という位置づけとした場合には，その趣旨に賛同する参加者を，より広く受け入れることが可能となろう。これは，農協運動の性格を，市民運動等他の社会的経済組織の運動の性格に，より近づけるものである。

例えば，現在我が国には主に各地の自然環境保護を目的とした市民団体が複数存在し，「ナショナルトラスト運動」と呼ばれる活動を展開している。（注9）

このナショナルトラスト運動とは，各地の市民が募金などを通じて資金を集め，土地を買い取り，または土地所有者と契約を結ぶなどして，その土地を保全・管理・再生・公開し，自然環境と一体をなしたその地域をまもり，後世に伝えていこうとする運動である。

農協の活動を「社会的共通資本としての農村をまもっていく運動」としてとらえた場合，その性格はこうしたナショナルトラスト運動と，一面において共通性をもつものとなる。各団体の活動内容の事例をみると（以下，各団体のホームページからの要約・引用）「農地の荒廃等により失われつつある村の歴史的景観の保全」（景観ボランティア明日香），「畑や田んぼ，雑木林が昔ながらの姿で残る「里山」の保全」（トトロのふるさと財団），といった形で，単に純粋な自然環境のみではなく，自然と人の営みが一体化した地域を守ろうとする取組みもみられる。また，森林組合と共同して里山を守ろうとする取組み（名張市南部丘陵地「赤目の山」），自ら森林施業を行いつつ森林管理を行う取組み（前田一歩園財団）など，協同組合の活動との重なりも一部には見られる。

第三に，やや逆説的ではあるが，こうした公益性の付与により，農協の行う事業の性格の二面性を主張し，営利事業としての側面を位置づけることが可能となる点である。

上記のような市民運動は，当初は市民か

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

らの寄付，ボランティア活動を中心として運営されてきたものであるが，こうした公益的活動を持続的・安定的に行うためには，財務基盤の安定性が重要であり，こうした団体の活動は，一方においてそのための収益事業を有するようになってきている。例えば，上記のトトロのふるさと財団では，「トトログッズ」の販売を行っており，その収益が活動の費用に充当されている。前田一歩園財団では，土地の貸付事業，温泉事業などが行われている。

農協の場合，事業の目的は組合員の利益のためという位置づけが原則とされてきた。その原則は今後も維持されるべきではあるが，一方において農協のもつ公益的性格を勘案すれば，そうした公益的側面を維持していくための安定的収益の確保という側面も認められるべきであろう。そうした事業の内容自体，農協の本来の目的に沿ったものであること，いたずらに収益のための収益を追求することの無いよう，一定の制約は必要であろうが，農協の事業の位置づけとして，組合員のための事業と同時に，安定的活動を支えるための事業という両者が存在すると位置づけることは可能であると思われる。

（注８）こうした位置づけは，森組，漁協とも共通に可能であり，一次産業に係るこれらの組合を統一的に位置づけることが可能である（そもそも先の宇沢氏のいう社会的共通資本の農業とは，林業，水産業（山村，漁村）をすべて含むものとして定義されている）。

（注９）（社）日本ナショナルトラスト協会のホームページによると，同協会に加盟する団体は2006年４月現在55団体，会員総数は17万人となっている。

４　今後の課題

こうして農業を「社会的共通資本」として位置づけ，協同組合を「社会的経済」と位置づけること，農協の位置づけをより広い概念でとらえ，その社会性を訴えていくことは，今後の農協運動にとって重要な意味を持つものと思われる。しかし，そうした認識が広く国民的なコンセンサスを得ていくためには，依然残された課題も多い。

まず，第一に，「社会的共通資本」「社会的経済」といった概念自体が未だ一般的に定着したものとは言いがたいということである。

かつて，ジョーンロビンソン女史は，ケインズ経済学（または新古典派総合経済学）に基づく，国家の積極的関与を前提とした政策運営が破綻をきたした時，それに代わる新たな経済学のパラダイム（枠組み）が提示されていない状況を，「経済学の第二の危機」と評した。その状況で登場したのがマネタリズム，合理的期待形成仮説といった，一連の新保守主義経済学であったが，その極端な市場重視経済政策もまた，格差拡大，貧困，環境といった極めて大きな課題を将来に残した。「社会的共通資本」「社会的経済」の概念は，ともに国家，市場という二つの概念に属さない，第三の道ともいうべき社会的な存在の重要性を主張するものであるが，それが，現実の経済政策を動かす，新たな経済学のパラダイムとして認められ，「第二の危機」を打破するもの

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

として位置づけられていくためには，さらに理論的・実証的な研究の蓄積が必要となろう。

社会的経済に関しては，先に述べたCIRIECの活動に見られる実証的アプローチに加え，新制度学派と称される近代経済学の一派による協同組合・NPO組織の経済的意義の分析，組織構造のあり方といった研究も行われている。また，社会的共通資本に関しては，コモンズ（共有地）の現代的意義が再認識され，その管理に関して社会学的アプローチによる研究も数多く行われている。将来，これらの研究がさらに深化し，統合されることにより，新たな経済学のパラダイムが形成されていくことを期待したい。

課題の第二は，さらに重要なことであるが，こうした位置づけが実際の農協の活動を通じて広く社会的に認知されていくことであろう。現在においても，多くの農協が，高齢者福祉事業，地産地消活動，食農教育活動，グリーンツーリズム，ファーマーズマーケット，生協との提携といった様々な活動により，地域住民，市民，他の協同組合等との結びつきを強める試みを行っている。こうした地道な活動の積み重ねにより，農業・農村の有する社会的機能に対する認識，農協の活動の社会性に関する認識が強まり，市民が自らの運動として農協への参画を希望するといった動きが生まれることこそが，今後の農協にとって極めて重要であると思われる。

こうして農協の活動・農協への参画を，広く市民的なものへと展開していく場合，法的な手当てが必要なことはもちろん，生産者，地域住民，消費者といった多様な主体の意見をどのように経営に反映させていくべきか，そのためのガバナンスの構造はどうあるべきか，農民支配の原則をどの程度維持し，その方法はいかにあるべきか，等々，実際の農協運営上にも多くの難しさが生じよう。しかし，こうした複雑さ，運営の難しさを考慮しても，日本農業，農協活動に対する国民的共感を醸成し，その新たな発展を目指すためには農協のこうした位置づけは考慮すべき方向であるように思われる。

＜参考文献＞

・宇沢弘文（2000）『社会的共通資本』岩波書店
・河野直践（1994）『協同組合の時代』日本経済評論社
・小谷崇（1987）『新保守主義経済学』青木書店
・J.ドゥフルニ　J.L.モンソン編著（1995）『社会的経済』日本経済評論社

（基礎研究部長　原　弘平・はらこうへい**）**

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。